

東大阪市上下水道局建設工事追加前金払取扱要領

令和 2 年 3 月 2 8 日

東大阪市上下水道局内規第共 3 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東大阪市上下水道局公共工事の前金払に関する規程（平成 2 5 年東大阪市上下水道局管理規程第 1 0 号。以下「前金払規程」という。）第 4 条の規定に基づき追加前金払等について必要な事項を定める。

(対象工事)

第 2 条 追加前金払の対象となる工事は、前金払規程第 2 条第 1 項第 1 号に係る工事とする。

(追加前金払に係る認定)

第 3 条 前金払規程第 4 条に規定する追加前金払（以下単に「追加前金払」という。）に係る認定を受けようとする者は、追加前金払に係る認定請求書(様式第 1 号)（以下「様式第 1 号」という。）に工事履行報告書（様式第 2 号）（以下「様式第 2 号」という。）を添えて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。なお、様式第 2 号の出来高と管理者が確認した出来高が異なる場合は、管理者が確認した出来高とする。

2 管理者は、前項の様式第 1 号及び様式第 2 号の提出があった場合において、前金払規程第 4 条第 1 項各号に掲げる要件の全てを満たしていると認められるときは、原則として、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して 7 日以内に追加前金払に係る認定調書（様式第 3 号）により請求者に通知するものとする。

(追加前払金の請求)

第 4 条 前条第 2 項の通知を受けた者が追加前払金を請求するときは、追加前払金請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の交付する保証証書正副各 1 通を添えて管理者に追加前払金を請求しなければならない。

2 前項の規定により請求する追加前払金の額は、1 0 0, 0 0 0 円未満を切り捨てたものでなければならない。ただし、国、大阪府等の補助対象となっている工事に係る追加前払金の場合は、この限りでない。

(追加前払金の支払時期)

第5条 管理者は、前条の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に追加前払金を支払うものとする。

(部分払との併用)

第6条 追加前払金は、部分払と併用できないものとする。ただし、複数年度にわたる契約における各年度末（最終の年度を除く。）の部分払に限ってはこれを行うことができるものとする。

(その他)

第7条 この内規に定めのあるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日東大阪市上下水道局内規第共5号）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

追加前金払に係る認定請求書

年 月 日

東大阪市上下水道事業管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

下記の工事について、追加前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで（変更契約があった場合は変更後の工期）

4 請負代金額 金 円（変更契約があった場合は変更後の金額）

※工事履行報告書（様式第2号）を添付してください。

様式第3号（第3条関係）

追加前金払に係る認定調書

年 月 日

様

東大阪市上下水道事業管理者

下記の工事について、その進捗等を調査したところ、追加前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで（変更契約があった場合は変更後の工期）

4 請負代金額 金 円（変更契約があった場合は変更後の金額）